

① 積立金

当該勘定において発生した各年度の歳入歳出差引きの剰余は、翌年度の歳入に繰入れられる額及び支払備金と未経過保険料として翌年度に繰入れられる額を除き、労災保険特別会計法第18条第1項の規定により積立金に積み立てている。
なお、積立金の見合資産は現金・預金である。

(2) 雇用勘定

① 積立金

労働保険特別会計法第18条及び19条に規定されている積立金であり、失業等給付に要する財源としている。

② 雇用安定資金

労働保険特別会計法第8条の2において積み立てを規定されている資金であり、雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置されている。

4. その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

(1) 「一般会計からの受入」及び「一般会計への繰入」についての内容

① 「一般会計からの受入」

イ. 労働者災害補償保険法第32条による一般会計から労災勘定への受入

ロ. 雇用保険法第66条による一般会計から雇用勘定への受入

② 「一般会計への繰入」

イ. 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律第1条による労災勘定及び雇用勘定から一般会計への繰入

ロ. 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律による労災勘定及び雇用勘定から一般会計への繰入

(2) 単位未満の計数の切り捨て

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は合致しないことがある。

100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示する。

以 上

別紙

偶発債務（係争中の訴訟等）集計表（平成17年度分）

（会計名）労働保険特別会計 労災勘定

（単位：百万円）

名称等（訴訟名等）	金額	事件番号	概要（簡単な説明、今後の予定等）
損害賠償請求事件	3,165,970	神戸地方裁判所 平成17年（ワ）第60号	原告は、被告国に前払調整及び遺族補償年金の支給停止処分の取消を求めるとともに、被告国が適切な利率に改正せず放置した不作為によって損害を被った等として提訴に及んだもの
損害賠償請求事件	7,134,873	横浜地方裁判所 平成17年（ワ）第528号	原告は、被告国に療養補償給付等の不支給処分の取消を求めるとともに、被告国の誤った行政指導（不法行為）により、労災保険給付の請求権を失ったとして提訴に及んだもの
合計	10,300,843		